

第 1 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 3 年 1 2 月 5 日提出

1. 件数 33 件

【内訳】 議案 32 件 (条例関係 10 件、決算関係 12 件、予算関係 8 件、  
専決処分の報告・承認 1 件 その他 1 件)  
報告 1 件 (平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等)

2. 議案の要旨

《条例関係》

議案第 97 号 南相馬市部設置条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災及び原発事故からの復興を最優先とし、さらに厳しさを増す財政状況に対応する効率的な行政経営を実現できる組織の構築を目的とした組織機構改革を、平成 24 年 4 月 1 日付けで実施するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 部の設置

改正前		改正後
市長公室	⇒	総務部
総務企画部		復興企画部
市民生活部		市民生活部
健康福祉部		健康福祉部
経済部		経済部
建設部		建設部
上下水道部		

2 分掌事務 (改正後)

部	分 掌 事 務	旧分掌
総務部	(1) <u>文書及び例規に関すること。</u>	総務企画部
	(2) <u>議会に関すること。</u>	〃
	(3) <u>情報公開及び個人情報情報の保護に関すること。</u>	〃
	(4) <u>人事及び給与に関すること。</u>	〃
	(5) <u>秘書に関すること。</u>	市長公室
	(6) <u>式典褒章に関すること。</u>	〃
	(7) <u>広報広聴に関すること。</u>	〃
	(8) <u>予算及び財務に関すること。</u>	総務企画部
	(9) <u>税に関すること。</u>	〃
	(10) <u>地域自治の推進に関すること。</u>	〃

	(11) <u>情報化に関すること。</u> (12) <u>統計調査に関すること。</u> (13) <u>前各号に掲げるもののほか、他の部の主管に属さないこと。</u>	総務企画部 〃 〃 〃
復興企画部	(1) <u>市政の総合企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>総合計画に関すること。</u> (3) <u>行政経営に関すること。</u> (4) <u>総合交通及び都市交通に関すること。</u> (5) <u>復興に関すること。</u> (6) <u>危機管理に関すること。</u> (7) <u>防災対策に関すること。</u> (8) <u>放射性物質に関すること。</u> (9) <u>新エネルギーに関すること。</u> (10) <u>特定の政策課題の調査に関すること。</u>	総務企画部 〃 〃 〃 新規 新規 市民生活部 新規 新規 市長公室
市民生活部	(1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>印鑑登録に関すること。</u> (3) <u>国民健康保険に関すること。</u> (4) <u>高齢者医療に関すること。</u> (5) <u>国民年金に関すること。</u> (6) <u>環境保全及び公害に関すること。</u> (7) <u>一般廃棄物に関すること。</u> (8) <u>市民生活安全に関すること。</u> (9) <u>生涯学習に関すること。</u> (10) <u>文化及びスポーツに関すること。</u>	教育委員会 〃
健康福祉部	改正なし	
経済部	改正なし	
建設部	(1) <u>土木に関すること。</u> (2) <u>道路、橋梁、河川、緑地、公園等の維持管理に関すること。</u> (3) <u>用地取得に関すること。</u> (4) <u>都市計画に関すること。</u> (5) <u>建築及び営繕に関すること。</u> (6) <u>公営住宅に関すること。</u> (7) <u>簡易水道に関すること。</u> (8) <u>下水道に関すること。</u> (9) <u>農業集落排水に関すること。</u> (10) <u>浄化槽に関すること。</u> (11) <u>特別都市下水路に関すること。</u>	上下水道部 〃 〃 〃 〃

## 3 施行日

平成24年4月1日

**議案第 98 号 南相馬市東日本大震災復旧・復興基金条例制定について**

**【趣旨】**

東日本大震災からの復旧及び復興推進のために寄せられた義援金について、復旧及び復興事業に充てる基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

**1 基金への積立て**

市が受け入れた復旧及び復興に係る義援金を積み立てる。また、必要があるときは、予算の定めるところにより追加して積み立てることができる。

**2 処分**

基金は、次のいずれかに掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 南相馬市復興計画事業の財源に充てるとき。
- (2) その他復旧・復興の推進のため必要と認める事業の財源に充てるとき。

**3 施行日**

公布の日

**議案第 99 号 南相馬市みらい夢基金条例制定について**

**【趣旨】**

東日本大震災からの復興に向け、杉並区民等から寄せられた義援金等を原資として、次世代の育成や地域コミュニティの再生、活性化など市民が夢や希望を抱くことのできる事業に充てる基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

**1 基金への積立て**

杉並区民からの義援金等を積み立てる。また、必要があるときは、予算の定めるところにより追加して積み立てることができる。

**2 処分**

基金は、次のいずれかに掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 子どもの健やかな育成を図る事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) 地域の再生・活性化を図る事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (3) その他市民が将来に夢や希望を抱くことができる事業に要する経費の財源に充てるとき。

**3 施行日**

公布の日

**議案第 100号 南相馬市東日本大震災遺児等支援基金条例制定について**

**【趣旨】**

東日本大震災により親を亡くした子どもたちの健やかな成長と生活の安定を図る支援金支給事業に充てる基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

**1 基金への積立て**

- (1) 基金への積立てを指定された寄附金の額
- (2) 予算の範囲内で市長が定める額

**2 処分**

基金は、設置目的（東日本大震災により親を亡くした子どもたちの生活の安定と福祉の向上）の達成に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

**3 施行日**

公布の日

**議案第 101号 南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例制定について**

**【趣旨】**

東日本大震災により親を亡くした子どもたちの健やかな成長と生活の安定を図る支援金を支給するため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

**1 支援金の対象者（震災遺児等）**

東日本大震災遺児等支援金は、次のいずれかに該当する者に対して支給する。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。

- (1) 平成23年3月11日に本市に住所を有する者であって、東日本大震災により両親又はその一方を亡くしたもの
- (2) 前号に準ずる者で、市長が認めたもの

※なお、支援金は、毎年1月1日現在で上記要件に該当する者に対し支給する。

**2 対象除外**

震災遺児等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金は支給しない。

- (1) 養子縁組により養父母を得たとき。
- (2) 父又は母が婚姻によりひとり親家庭でなくなったとき。
- (3) その他支援金の支給を受ける者として適当でないと市長が認めたとき。

### 3 支給額

区 分	支給額
1 歳～6 歳（未就学児）	年額 200,000 円
7 歳～15 歳（小・中学生）	年額 300,000 円
16 歳～18 歳（学生等）	年額 400,000 円

※年齢は、支給日の属する年の3月31日における満年齢

### 4 施行日

平成24年1月1日

## 議案第102号 南相馬市児童遊園地設置条例を廃止する条例制定について

### 【趣旨】

原町区の南町児童遊園地について、その利用実態からこれを廃止するため、設置条例を廃止するもの。

### 【主な内容】

#### 1 条例の廃止

南相馬市児童遊園地設置条例を廃止する。

#### 2 施行日

平成24年2月1日

## 議案第103号 南相馬市特定住所移転者に係る申出等に関する条例制定について

### 【趣旨】

「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」の規定に基づき、住所移転を余儀なくされた住民と本市との関係維持を図る施策の実施に当たり、申出等に関する規定を定めるため、新たに条例を制定するもの。

### 【主な内容】

#### 1 情報提供の申出

##### (1) 法律における「特定住所移転者」の定義

住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、法第11条第1項から第3項までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたもの。

(2) 「特定住所移転者」に対する情報の提供等

指定市町村・指定都道府県は、特定住所移転者に対し以下の措置を講ずる。

- ①指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。
- ②指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。
- ③その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。

2 施行日

公布の日

日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

平成23年8月12日

法律第98号

(定義)

第2条

5 この法律において「特定住所移転者」とは、住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第11条第1項から第3項までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたものをいう。

(特定住所移転者に係る施策等)

第11条 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であって当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供するものとする。

2 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

**議案第104号 南相馬市教育事務の職務権限の特例に関する条例制定について**

**【趣旨】**

組織機構改革に伴い、教育に関する事務の職務権限の特例として、スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理・執行するため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】**

**1 市長が管理・執行する教育事務**

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

**2 関連条例の一部改正（附則）**

下記の条例について、条文中の「教育委員会」を「市長」に改正

- (1) 南相馬市生涯学習推進委員の定数及び任期に関する条例
- (2) 南相馬市スポーツセンター条例
- (3) 南相馬市馬事公苑条例
- (4) 南相馬市民文化会館条例
- (5) 南相馬市鹿島B&G海洋センター条例

**3 施行日**

平成24年4月1日

**議案第105号 南相馬市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

スポーツ振興法の全部改正に伴い、引用条項等を改めるとともに、組織機構改革に伴う関係規定を整備するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 語句の改正**

改正前		改正後
スポーツ振興法		スポーツ基本法
南相馬市スポーツ振興審議会	⇒	南相馬市スポーツ推進審議会
教育委員会		市長
スポーツの振興		スポーツの推進

**2 関連条例の一部改正（附則）**

「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」中、条文中の語句を下記のとおり改正する。

改正前		改正後
スポーツ振興審議会委員	⇒	スポーツ推進審議会委員
体育指導委員		スポーツ推進委員

**4 施行日**

平成24年4月1日

**議案第 106号 南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

東日本大震災により被災した鹿島体育館及び牛島体育館を廃止するとともに、組織機構改革に伴う関係規定を整備するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 語句の改正**

条文中の「教育委員会」を「市長」に改正

**2 施設の廃止**

「鹿島体育館」及び「牛島体育館」を廃止

**3 関連条例の一部改正（附則）**

下記の条例について、条文中の「鹿島体育館」及び「牛島体育館」を削除

- (1) 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例
- (2) 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例

**4 施行日**

平成24年4月1日

**≪決算関係≫**

**議案第 107号 平成22年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について**

**議案第 108号 平成22年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**議案第 109号 平成22年度南相馬市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について**

**議案第 110号 平成22年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**議案第 111号 平成22年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について**

**議案第 112号 平成22年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**議案第 113号 平成22年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について**



- 議案第 1 1 4 号 平成 2 2 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 5 号 平成 2 2 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 6 号 平成 2 2 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 7 号 平成 2 2 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 8 号 平成 2 2 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

《予算関係》

- 議案第 1 1 9 号 平成 2 3 年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 1 2 0 号 平成 2 3 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 1 2 1 号 平成 2 3 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 1 2 2 号 平成 2 3 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 3 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 3 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 3 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 3 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

議案第 1 2 7 号 専決処分の報告及びその承認について

【趣旨】

平成 2 3 年度南相馬市一般会計補正予算について、東日本大震災により被災した小児のインフルエンザ感染を予防するため、ワクチン接種費用の一部を助成する小児用インフルエンザ予防接種支援事業に要する経費を計上し、平成 2 3 年 1 1 月 9

日付けで専決処分したものを。

### 議案第 128 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

#### 【趣旨】

原町斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの

#### 【主な内容】

##### 1 公の施設の名称

原町斎場

##### 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区金沢字荒治郎 283 番地の 1

名称 株式会社相双環境整備センター

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 光正

##### 3 指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 報告第 12 号 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

#### 【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.54	20.00
連結実質赤字比率	—	17.54	※注 35.00
実質公債費比率	15.7	25.0	35.0
将来負担比率	107.1	350.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

注) 連結実質赤字比率の財政再生基準は、20 年度決算から 22 年度決算の 3 年間

は、経過的な基準（市町村40%→40%→35%）が設けられ、23年度決算以降30%となる。

## 2 資金不足比率

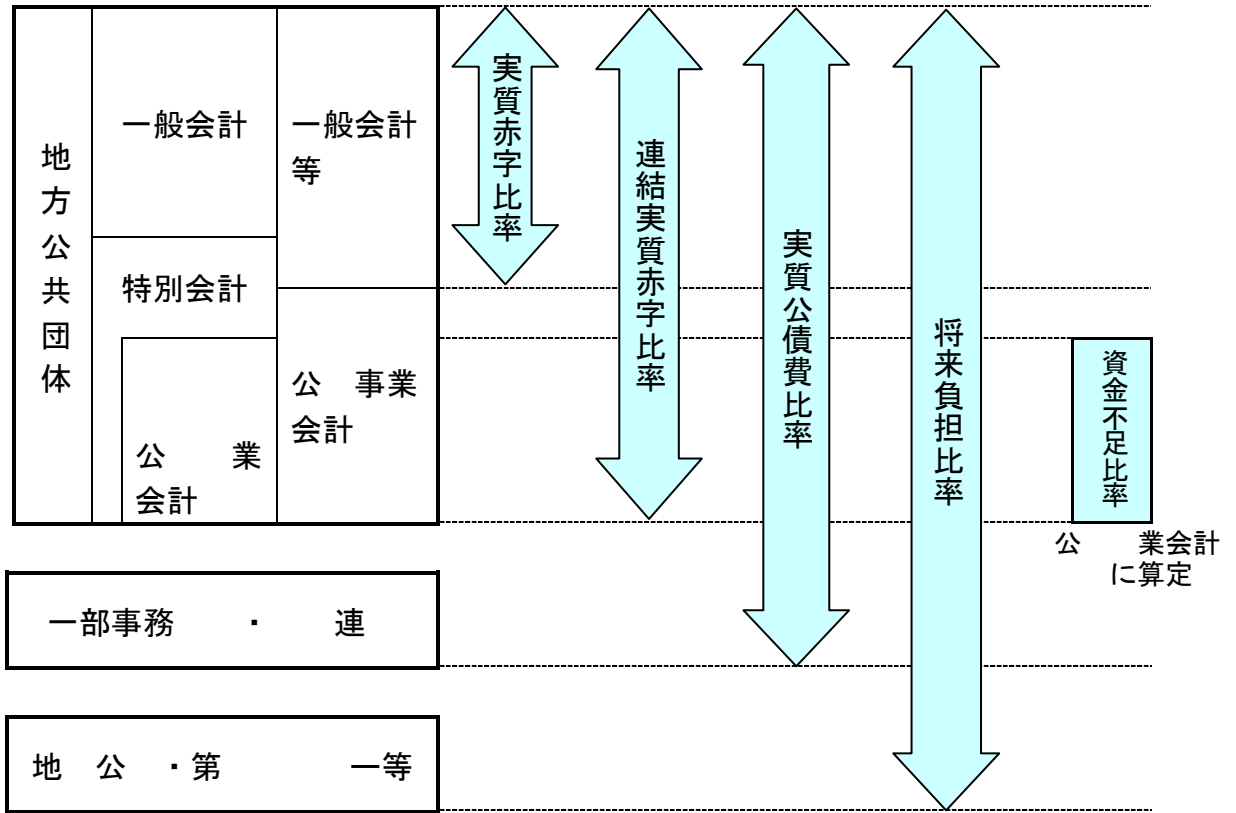
（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	備 考
南相馬市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃
南相馬市病院事業会計	—	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	—	〃

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記

《健全化判断比率等について》

1. 健全化判断比率等の対象



2. 算

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$